

## 社会福祉法人あかつきコロニー 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人あかつきコロニー（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める。

2 役員等が職務の為に出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 前項に該当する者のうち、理事長又は常務理事の任に就いている者の役員報酬については、給与規程第9条、管理職手当（別表8）に従い支給される。

### (報酬等の支給方法)

第5条 理事長及び常務理事報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

2 理事長及び常務理事以外の役員等に対する報酬は、当該会議、委員会に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額があったときには、これを控除して支給する。

### (端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

### (公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表 1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

8,000円/回	評議員会への出席1回につき
----------	---------------

(2) 理事

100,000円/月	理事長
56,000円/月	常務理事
8,000円/回	理事長、常務理事ではない理事 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席1回につき

(3) 監事

8,000円/回	理事会、評議員会への出席1回につき
56,000円/回	監査実施1回につき

附 則

1983 (昭和58) 年10月1日実施

1994 (平成6) 年4月1日改正

1999 (平成11) 年4月1日改正

2000 (平成12) 年4月1日改正

2004 (平成16) 年4月1日改正

2011 (平成23) 年6月1日改正

2017 (平成29) 年2月20日改正